

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 財団法人四日市市まちづくり振興事業団
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成23年12月22日から平成24年2月2日まで |
| 4 監査期間 | 平成24年 2月 3日 |
| 5 監査対象年度 | 平成22年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 関係帳票の整備、記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点を置いて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、所管所属に対して、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点を置いて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|------------|--|
| 1 補助金の名称 | 防犯外灯推進事業補助金 |
| 2 補助金交付額 | 78,513,100円 |
| 3 補助金の交付目的 | 夜間における犯罪の発生を防止して、公共の安全の確保に寄与することを目的に自治会が自らの負担において防犯外灯の新設・修繕を行った経費及び自治会が維持管理している防犯外灯の電気料に対して助成を行っている財団法人四日市市まちづくり振興事業団に補助を行う。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市防犯外灯推進事業補助金交付要綱 |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請 | |
| ア 申請日 | 平成22年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書) |
| (2) 交付決定 | |
| ア 決定日 | 平成22年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金交付決定通知書 |
| (3) 計画の変更 | |
| ア 申請日 | 平成23年3月2日 |

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| イ 書類 | 補助事業計画変更承認申請書 |
| (4) 変更決定 | |
| ア 決定日 | 平成23年3月9日 |
| イ 書類 | 補助金変更承認決定通知書 |
| (5) 実績報告 | |
| ア 報告日 | 平成23年3月31日 |
| イ 書類 | 補助事業実績報告書
(添付書類：事業報告書、収支決算書) |
| (6) 補助金交付 | |
| ア 交付日 | 平成22年7月1日、平成22年9月2日、
平成23年5月30日 |

第3 監査の結果

財団法人四日市市まちづくり振興事業団の補助金に関する出納その他の事務並びに所管所属の団体に対する指導状況等について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、注意、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 防犯外灯設置等補助金交付要綱について

自治会に対して行う補助について定めた防犯外灯設置等補助金交付要綱について、規定内容及び様式にいくつかの不備や不整合が見受けられた。見直しのうえ所要の改正を行うこと。

【是正事項】

(2) 補助事業実績報告書について

補助事業実績報告書に添付された補助額内訳表に一部記載誤りがあった。今後は正確な記載とすよう注意すること。

【注意事項】

【市民文化部 市民生活課】

(1) 補助金の支出について

補助金交付決定及び支出負担行為の決裁文書において、補助金を概算払するための理由、金額、支払時期についての記載に不明確な点があった。補助金を概算払しようとするのであれば、必要と認める理由、金額、支払時期について明確に記載するよう改めること。 【是正事項】

(2) 補助事業実績報告書の内容確認について

補助事業実績報告書に添付された補助額内訳表に一部記載誤りがあったことを見落としてい

た。補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて帳簿等関係書類の検査を行うなど、チェックを徹底するよう注意すること。 【注意事項】

2 意見

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 補助事業の執行管理について

補助金交付を適正に行うため、防犯外灯の新設や修繕の場合の現物確認を必ず行うとともに、帳簿等関係書類についても検査を行うこと。 【改善事項】

(2) 管理費の見直しについて

補助金交付のための業務内容や必要人員を見直すことで、更なる経費の見直しを図ること。なお、当法人全体としての管理費の配賦方法の見直しと管理体制の簡素化や効率化を図ること。 【改善事項】

(3) 会計処理について

補助事業実績報告書の収支決算書には、補助金の対象となる管理事務費の内訳を明確に記載するとともに、当法人の収支計算書の区分経理の表記方法も改めること。 【改善事項】

(4) 設置実態の把握について

人家や居住人口の増減などにより、防犯外灯の必要性は変化している。防犯外灯の適正な設置のため、新たに設置が必要となっている箇所の有無や既設の防犯外灯の必要性について、設置実態やLED化の進捗度の把握等に努めること。 【要望事項】

【市民文化部 市民生活課】

(1) 当法人への指導監督について

当法人が自治会への補助金交付事務を適正かつ効率的に執行できるよう、地区市民センターと連携して各地区の情報を提供すること。また、自治会からの補助金申請書類を審査するためのマニュアルや現物確認を実施するための手順を提示するとともに、自らも抽出して現物確認を行うなど当法人への指導監督を強化すること。 【改善事項】

(2) 補助金の効率性の向上について

安全なまちづくりという目的に対する補助金の効果を検証する方法を検討するとともに、消費電力が少なく長寿命の新規開発製品の導入促進や不要灯の一斉調査などの取組みを実施し、より経済的・効果的に目的達成に資するような補助制度となるよう、引き続き見直しと改善への取組みを行うこと。 【要望事項】